

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則（平成15年12月12日規則第93号）

最終改正:令和7年3月31日規則第23号

改正内容:令和7年3月31日規則第23号

別表第1（第14条、第20条関係）

土砂等に含まれる物質	基準	
	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
2—クロロ—4,6—ビス(エチルアミノ)—1,3,5—トリアジン(別名シマジン又はCAT)	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
N, N—ジエチルチオカルバミン酸S—4—クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
1,2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	—
1,1—ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	—
1,2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	—
1,3—ジクロロプロペン(別名D—D)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	—
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
1,1,1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	—
1,1,2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。

ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	と。 —
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	検液中に検出されないこと。	—
ダイオキシン類	—	土壌1グラムにつき1,000pg-T EQ以下であること。

備考 1 測定方法は、知事が定める測定方法によること。

2 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。

3 ダイオキシン類に係る値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2026年4月1日現在の基準を掲載しておりますが、最新の情報をご確認の上、ご対応ください。